

四国中央市国民保護計画

【 資料編 】

平成 19 年 3 月

〔 平成26年 9 月 修正
令和 8 年 4 月 修正 〕

四国中央市

(目 次)

[国民保護協議会・条例関係]	
○ 四国中央市国民保護協議会委員名簿	1
○ 四国中央市国民保護協議会条例	2
○ 四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例	3
[市対策本部所掌事務・協定書関係]	
○ 各部局の平素の業務	4
○ 国民保護対策本部所掌事務	5
○ 関係機関協定等一覧	9
[関係機関等]	
○ 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関	15
○ 関係機関連絡先一覧	18
[輸送関係]	
○ 輸送力一覧	23
○ 飛行場外臨時離着陸場一覧	25
[避難施設]	
○ 国民保護法に基づく市内避難施設	26
[医療・救護関係]	
○ 医療機関及び救護班一覧	29
○ 火葬場一覧	30
[危険物施設等関係]	
○ 市内危険物施設一覧	31
○ 危険物の製造所等（消防法第14条の2第1項）	32
[避難実施要領のパターン]	
○ 避難実施要領（弾道ミサイル発射兆候_屋内避難）	33
○ 避難実施要領（弾道ミサイル弾着後）	35
○ 避難実施要領（ゲリラ・コマンドウ攻撃）	40
[様式等関係]	
○ 安否情報様式（様式第1号～第5号）	45
○ 被災情報報告様式	52
○ 避難に関する事項様式	53
○ 火災・災害等即報要領（第3号様式）	54

○ 公用令書（様式第1～第4）	55
○ 特殊標章及び身分証明書	59
[その他関係法規類]	
○ 救援の程度及び基準	60
[用語]	
○ 国民保護に関する用語	66

[国民保護協議会・条例関係]

○ 四国中央市国民保護協議会委員名簿

(令和8年4月現在)

区 分	委 員
第1号委員	今治海上保安部長
第2号委員	陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊第10中隊長
第3号委員	愛媛県東予地方局地域産業振興部長
	愛媛県東予地方局四国中央土木事務所長
	愛媛県東予地方局四国中央保健所長
	四国中央警察署長
第4号委員	四国中央市副市長
第5号委員	四国中央市教育長
	四国中央市消防長
	四国中央市消防団長
第6号委員	四国中央市経営企画部長
	四国中央市総務部長
	四国中央市地域振興部長
	四国中央市産業創生部長
	四国中央市市民部長
	四国中央市福祉部長
	四国中央市都市整備部長
	四国中央市危機管理部長
	四国中央市水資源部長
	四国中央市教育委員会事務局教育部長
	四国中央市議会事務局長
第7号委員	N T T西日本株式会社四国支店設備部災害対策室長
	四国電力送配電株式会社愛媛支社四国中央事業所長
	四国旅客鉄道株式会社伊予三島駅長
	宇摩医師会理事

○ 四国中央市国民保護協議会条例

(平成18年3月31日)
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、四国中央市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第5条 協議会に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の掌握事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、協議会担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○ 四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月31日)
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、四国中央市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び四国中央市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 四国中央市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 四国中央市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 四国中央市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、四国中央市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[市対策本部所掌事務・協定書関係]

○ 各部局の平素の業務

担当部	平素の業務	備考（災害時）
共 通	各部平素の業務に係る平素からの関係機関との連携に関する事	
経営企画部	1 庁内の情報インフラの維持、関係機関との接続等に関する事 2 避難情報の伝達、災害広報に関する事	危機管理部
総務部	1 受援に関する事 2 職員の非常招集、参集状況の把握、職員安否の確認に関する事	危機管理部
地域振興部	1 帰宅困難者、公共交通機関に関する事 2 災害ボランティアに関する事	産業部
産業創生部	1 物資（調達・集積・輸送）、ライフラインに関する事 2 産業の被害状況把握及び復旧に関する事 3 上記に係る平素からの関係機関との連携に関する事	産業部
市民部	1 環境衛生施設、し尿処理、災害廃棄物、環境汚染、遺体処理に関する事 2 初期医療体制の確立、医療関係機関との連携に関する事 3 安否確認、罹災証明に関する事	市民部
福祉部	1 避難所に関する事 2 被災者救援に関する事 3 保育園児の安全確保に関する事	被災者支援部
都市整備部	1 交通インフラ等の被害状況把握及び応急対策、特に緊急輸送道路の確保に関する事 2 応急危険度判定、被害認定調査、応急仮設住宅に関する事 3 倒壊建物等の除去、空き家等の緊急安全確保の処置に関する事	建設部
危機管理部	1 国民保護協議会、国民保護計画に関する事 2 国民保護対策本部、特に避難実施要領の策定に関する事 3 避難指示の体制、物資等備蓄、訓練、市民の啓発活動に関する事	危機管理部
教育部	1 避難所（学校）に関する事 2 児童・生徒の安全確保に関する事	被災者支援部
議会事務局	議会对応に関する事	危機管理部
水資源部	1 水源、上水道施設、下水道施設の被害状況把握及び応急復旧に関する事 2 応急給水に関する事 3 排水ポンプ等に関する事	水道部
消防本部	1 市民の避難誘導に関する事 2 災害情報の収集整理・伝達に関する事 3 危険物施設等の安全確保に関する事	消防部

○ 四国中央市国民保護対策本部 所掌事務

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
危機管理部 (危機管理 部長) (経営企画 部長) (総務部 長) (議会事務 局長) (危機管理 監)	危機管理班 (危機管理課長)	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の設置、運営、廃止に関すること 2 国民保護対策本部会議に関すること 3 国民保護対策本部の活動記録・その他庶務に関すること 4 本部長の指示、指令等の伝達に関すること 5 災害情報の収集・分析、対処方針・避難実施要領の策定に関すること 6 警戒区域の設定、避難誘導等に関すること 7 避難指示の発令及び情報伝達に関すること 8 国の機関、団体等の応援部隊の派遣要請の検討に関すること 9 自衛隊の国民保護等派遣要請及び調整・受入に関すること 10 自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワークとの連絡調整に関すること 11 特殊標章等の交付に関すること 12 災害応急復旧計画の策定に関すること
	情報班 (経営戦略課長) (四国はひとつ課長) (情報政策課長) (監査委員事務局長)	経営戦略課 四国はひとつ課 情報政策課 監査委員事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集（市民からの通報・問合せ含む）、集約、分析、報告、提供、保存に関すること 2 国・県・関係機関との連絡調整（活動状況含む）、定時報告に関すること 3 庁内における災害情報・活動状況等の情報共有に関すること 4 庁内の情報システムの保守・復旧、各機関との接続に関すること 5 緊急防災資機材、日用品等の調達及び賃借に関すること
	秘書広報班 (秘書広報室長)	秘書広報室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長との連絡調整に関すること 2 本部長、副本部長の秘書に関すること 3 災害見舞、視察等の要人対応に関すること 4 避難情報の周知、災害情報等の広報（ホームページ等）に関すること 5 報道機関との連絡調整、発表資料・プレスリリースに関すること 6 被災状況及び活動状況（写真・動画等）の記録に関すること
	財務班 (財政課長) (会計課長)	財政課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受入れ・保管に関すること 2 国民保護活動の財政措置（財政計画、出納等）に関すること
	総務・受援班 (総務調整課長) (人事課長) (契約検査課長) (管理課長) (人権課長) (選挙管理委員会事務局長)	総務調整課 人事課 契約検査課 管理課 人権課 選挙管理委員会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、他市町への応援要請、受入れ・配分に関すること 2 国、県、他市町村、民間企業等への物資要請、受入れ・配分に関すること 3 職員の非常招集、参集状況の把握・配置、被災状況の把握に関すること 4 職員の安全管理に関すること 5 被災職員に対する給付及び救援に関すること 6 国民保護対策本部のインフラに関すること
	議会班 (議事調査課長)	議事調査課	議会の対応に関すること

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
産業部 (<u>地域振興</u> 部長) (産業創生 部長)	物資班 (<u>紙国再興課長</u>) (山おこし課)	紙国再興課 山おこし課	1 物資集積所の開設、運営に関する事 2 食糧品・生活必需品その他の物資の調達、配給に関する事 3 輸送機関等との連絡調整に関する事 4 緊急輸送車両の調達に関する事 5 ライフライン（電力、燃料、ガス等施設）に係る被害情報の収集に関する事
	観光班 (<u>まちおこし課長</u>) (公共交通課長) (魅力創発課長)	まちおこし課 公共交通課 魅力創発課	1 観光客・帰宅困難者の保護に関する事 2 公共交通機関の被害・運行状況に関する事
	ボランティア班 (<u>コミュニティ再生室長</u>)	コミュニティ再生室	1 災害ボランティアセンターに関する事 2 災害ボランティアの総合調整に関する事
	農林水産班 (<u>農業振興課長</u>) (農林水産課長) (農業委員会事務局長)	農業振興課 農林水産課 農業委員会事務局	1 農林水産関係の被害調査及び災害応急対策に関する事 2 農林道の保全及び復旧に関する事 3 農林水産関係の災害復旧に係る資材・融資のあっせんに関する事 4 農協、漁協等との連絡調整、協力要請に関する事 5 湛水防除施設の被災状況の確認及び運転に関する事 6 家畜伝染病予防対策に関する事
市民環境部 (<u>市民部</u> 長) ※部長不在の場合は長が代行する	環境班 (<u>生活環境課長</u>)	生活環境課	1 環境衛生施設の被災調査及び災害応急対策に関する事 2 仮設トイレの設置・運営、し尿処理対策の実施に関する事 3 災害廃棄物の総合的な処理に関する事 4 環境汚染対策に関する事 5 遺体の検案、収容、処理（洗浄・縫合等）、安置等に関する事 6 遺体の埋葬・火葬、火葬場の確保及び応援要請等に関する事 7 被災地の清掃及び防疫に関する事
	保健医療班 (<u>保健推進課長</u>) (国保医療課長) (医療対策課長)	国保医療課 保健推進課 医療対策課	1 初期医療体制の確立（救護所の設置、救護班の編成等）に関する事 2 関係医療機関等との連絡調整及び協力要請、施設・医療従事者の確保状況の把握に関する事 3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請に関する事 4 医療応援の受入れ、県救護班等の活動状況の把握に関する事 5 医療資器材及び薬品等調達、不足した場合の対応に関する事 6 被災地及び避難所の感染予防に関する事 7 避難住民の健康管理に関する事
	調査班 (<u>税務課長</u>) (市民課長)	税務課 市民課	1 安否情報に関する事（情報収集・報告・回答等） ・ 被災者名簿（行方不明者・要搜索者名簿含む）の作成 ・ 行方不明者等の受付 2 罹災証明の発行に関する事 3 災害に伴う市税の減免措置に関する事 4 災害発生時における来庁者等の避難誘導に関する事

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
被災者支援部 (福祉部長) (教育部長)	避難所班 (こども家庭課長) (社会福祉課長) (長寿支援課長) (保育幼稚園課長) (介護保険課長) (発達支援課長)	社会福祉課 長寿支援課 こども家庭課 保育幼稚園課 介護保険課 発達支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること 3 社会福祉施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること 4 武力攻撃事態法に基づく被災者救援の適用手続きに関すること 5 災害時要配慮者対策に関すること 6 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 7 日本赤十字社その他社会事業団体との連携等に関すること 8 義援金の受付及び交付に関すること 9 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の支給に関すること 10 避難所における福祉相談窓口に関すること 11 保育園児の避難及び救護、安否確認に関すること 12 他班の応援に関すること
	教育班 (教育総務課長) (学校教育課長) (生涯学習課長) (学校政策課長)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 学校政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること 2 被災者への炊き出しの協力に関すること 3 学校施設・社会教育施設・文化財等の被害調査及び災害応急対策に関すること 4 園児及び児童、生徒の避難・救護、安否確認に関すること 5 災害時の応急教育に関すること 6 教科書及び学用品の調達並びに支給に関すること 7 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関すること
建設部 (都市整備部長) ※部長不在の場合は次長が代行する	応急復旧班 (都市計画課長) (港湾課長) (建設課長) (国土管理課長) (建築住宅課長)	都市計画課 港湾課 建設課 国土管理課 建築住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地、公園施設、緑地の植栽物及び街路樹等の被害調査並びに災害応急対策に関すること 2 交通インフラ(道路・橋梁、港湾等)、公営住宅等の被害情報の収集及び災害応急対策、特に緊急輸送道路の確保に関すること 3 河川の被害調査及び応急復旧に関すること 4 建設関係団体への協力要請に関すること 5 公共土木施設等の応急復旧に関すること 6 市管理道路に係る交通規制及び応急復旧に関すること 7 道路及び河川、港湾(漁港を除く。)の障害物の除去に関すること 8 河川水門及び堤防等の維持管理に関すること 9 復旧資機材の調達に関すること 10 流出油等(河川・港湾)の防除に関すること 11 海岸及び港湾の災害防止及び応急復旧に関すること 12 海難事故の連絡及び停泊避難に関すること 13 海上輸送(住民避難、応援部隊・物資輸送等)に関すること 14 被災住家・宅地の被害調査(危険度判定)に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物の危険度判定士への支援措置 ・ 被災建築物に対する指導・相談 15 住家被害認定調査に関すること <p>(次項に続く)</p>

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
(続き)	(続き)	(続き)	16 応急仮設住宅の建設、見なし仮設住宅・公営住宅の供与に関すること 17 倒壊建物の解体及び除去に関すること 18 空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関すること
水道部 (水資源部長) ※部長不在の場合は次長が代行する	上下水道班 (水道総務課長) (上水道課長) (下水道課長)	水道総務課 上水道課 下水道課	1 水源・浄水施設・水道送配水施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 応急給水に関すること 3 飲料水の適否の検査に関すること 4 関係協力機関等への応援要請、連携・報告に関すること 5 上下水道に係る広報活動に関すること 6 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 7 排水処理、排水ポンプ施設の運転管理に関すること
	工業用水班 (工業用水課長)	工業用水課	1 工業用水施設の被害調査・情報の集約及び応急復旧に関すること 2 関係協力機関等への応援要請に関すること 3 国、県との連絡報告に関すること 4 工業用水道事業の動員計画及び非常収集に関すること 5 応急資材等の調達に関すること 6 復旧工事の計画、手配に関すること
消防部 (消防長) (消防署長)	総務班 (警防課長) (予防課長)	警防課 予防課	1 消防施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 消防職員の動員及び配備計画に関すること 3 消防団員の招集、配置及び整理に関すること 4 応援要請及び関係機関への出動要請並びに当該機関との連絡調整に関すること 5 災害の調査、報告に関すること 6 消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること 7 災害情報の収集整理・伝達、活動体制記録に関すること 8 市民の避難誘導に関すること 9 危険物施設等の安全確保に関すること 10 消防広報に関すること 11 機械器具、燃料等の調達及び補給に関すること 12 他班の応援に関すること
	通信指令班 (通信指令室長)	通信指令室	1 消防隊の出動指令に関すること 2 消防通信施設等の保守、復旧に関すること 3 災害情報の収集整理・伝達に関すること 4 災害通信に関すること 5 他班の応援に関すること
	消防班 (消防一課長) (消防二課長) (東分署長) (西分署長)	消防一課 消防二課 東分署 西分署	1 災害危険区域等の巡視警戒及び応急復旧に関すること 2 災害の警戒、防御、危険区域の警戒・巡視に関すること 3 人命救助、救急活動に関すること 4 防災資機材の輸送配給に関すること 5 避難者の誘導に関すること 6 行方不明者の捜索に関すること 7 災害情報の収集・集約、被害状況調査に関すること 8 車両による災害広報に関すること 9 他班の応援に関すること

○ 関係機関協定等一覧

(令和8年3月現在)

No	協定名	締結日	事業所名	協定の概要
1	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	H08. 10. 04	日本水道協会中国四国地方支部	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、異常渾濁等の災害時、給水能力回復 ・協会地方支部内の各都市間での相互応援
2	鉄道災害時の安全対策	H15. 06. 30	四国旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・市内軌道敷内で人身事故等時 ・救助活動等の相互連絡・協力
3	大災害発生時の医師の出動	H16. 04. 01	一般社団法人宇摩医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・多数負傷者発生時、医師派遣 ・救護活動
4	重大事故等に係る医師の現場往診	H16. 04. 01	長谷川病院、H I T O病院、豊岡台病院	
5	災害ボランティア活動支援等	H17. 11. 01	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活の救援と生活再建を目的 ・ボランティアセンターを設置し運営
6	災害時における救援物資提供	H18. 01. 18	四国コカ・コーラボトリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献型自販機の機内在庫の提供 ・フォロー態勢
7	愛媛県消防広域相互応援	H18. 03. 01	愛媛県・県下市町・消防事務組合	
8	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援	H18. 03. 01	愛媛県・県下市町・消防事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・消防支援のため派遣（災害対応・予防） ・災害応急対策、救急救助、火災防御等
9	災害時等における物資供給協力	H19. 07. 01	株式会社フジ	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資等の供給（優先提供）、配送 ・避難場所の提供（駐車場） ・災害発生の恐れ含む
10	災害時等における物資供給協力	H19. 07. 01	株式会社マルナカ土居店	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資等の供給（優先提供）、配送 ・災害発生の恐れ含む
11	災害時等における物資供給協力	H19. 07. 01	生活協同組合コープえひめ	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資等の供給（優先提供）、配送 ・災害発生の恐れ含む
12	災害時における協力	H20. 08. 01	公益社団法人四国中央市シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ・応急車両の供給 ・災害発生の恐れ含む
13	大規模災害時における水道の応急活動	H21. 04. 01	四国中央市管工事協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の被害調査、応急給水 ・応急復旧の応援
14	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給	H22. 03. 01	一般社団法人愛媛県エルピーガス協会四国中央支部	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス等の調達・運搬 ・災害発生の恐れ含む
15	災害時相互応援	H22. 03. 26	観音寺市・三好市	<ul style="list-style-type: none"> ・独自で措置困難時、市相互の応援隊派遣等 ・被災者避難、給食給水、応急医療救護 ・応急復旧資材の調達供給等
16	大規模災害時等における四国中央市の施設の使用	H22. 12. 22	四国中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害で警察庁舎が使用不能時 ・警察機関に対し市施設を貸与
17	震災時等における水質検査機器の相互利用	H23. 02. 15	松山市・今治市・新居浜市・南予地方水道水質検査協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時・緊急時、水道事業者等の水質検査 ・検査機器の相互利用

No	協定名	締結日	事業所名	協定の概要
18	ヘリテレ映像の提供	H23. 03. 01	愛媛県・県下市町・消防事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る県警ヘリテレ映像 ・県が提供受けた映像を、市に対し提供
19	災害時における応急対策業務の協力	H23. 08. 09	一般社団法人愛媛県電設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に対する電気設備の設置及び点検協力
20	災害時における情報交換及び支援	H23. 10. 26	国土交通省四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握・提供、情報連絡網の構築 ・市の災害応急措置を支援 ・局から市への連絡員派遣
21	災害時の歯科医療救護	H24. 09. 01	一般社団法人愛媛県歯科医師会宇摩支部	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療救護活動の実施 ・歯科傷病者の応急処置 ・転送等の判断 ・死体確認及び検案等の協力 ・歯科医療救護班を派遣
22	災害時における物資供給等の協力	H24. 10. 01	株式会社アクティオ 四国支店	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等の調達・供給 ※建機等 ・上記物資等の運搬の協力 ・災害発生の恐れ含む
23	災害時等における車両用燃料等の優先供給	H24. 12. 01	愛媛県石油商業組合 四国中央支部	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・発電機等用燃料の供給（優先供給）
24	災害時における家屋被害認定調査	H25. 02. 26	愛媛県土地家屋調査士会	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋認定調査の調査（市職員と連携） ・罹災証明に関する市民相談の補助
25	災害時等における支援協力	H25. 08. 02	株式会社ハローズ	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資等の供給、配送 ・避難場所、炊き出し場所の提供（駐車場） ・災害発生の恐れ含む
26	災害時等における支援協力	H25. 11. 01	DCM株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資（作業用品等）（優先提供）、配送 ・避難及び救援場所の提供 ・災害発生の恐れ含む
27	災害時の協力	H26. 02. 06	四国電力送配電株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の相互提供 ・電力供給設備の復旧 ・復旧作業に対する市の協力（道路復旧、土地道路等への設備仮設、許認可手続き） ・復旧拠点等の確保に対する市の協力
28	災害時における物資供給協力	H26. 02. 07	愛媛県森林組合連合会・宇摩森林組合・いしづち森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の提供（応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理等） ・災害発生の恐れ含む
29	災害時における応急対策業務の協力	H26. 05. 16	愛媛県電気工事工業組合・愛媛県電気工事工業組合宇摩支部 宇摩電気工事工業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所に対する電気資器材等の提供 ・避難場所の電気器材の応急点検
30	瀬戸内・海の路ネットワーク 災害時相互応援	H26. 05. 29	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（会員：107市町村、11府県、9国機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・資器材・物資の提供、職員派遣 ・被災傷者等の受入、臨時居住施設の提供等 ・自治体等間の相互応援

No	協定名	締結日	事業所名	協定の概要
31	災害時における応急対策業務	H26. 11. 19	愛媛東予クレーン協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の応援出動（道路・橋梁等の公共土木施設等の被災、浸水対応及びがけ崩れ） ・前項に伴う搬送 ・緊急輸送・災害対応の障害となる車両等除去 ・災害発生の恐れ含む
32	災害時における物資提供等の協力	H26. 12. 18	王子コンテナ株式会社愛媛工場	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール製品（シート・ケース等）の提供 ・上記製品の運搬
33	災害時における地図製品等の供給等	H26. 12. 19	株式会社ゼンリン四国エリア統括部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、災対本部への地図製品等の提供、搬送 ・平常時から防災減災に寄与する地図作成の検討・推進
34	災害発生時における四国中央市と四国中央市内等郵便局の協力	H27. 09. 01	四国中央市内等郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の提供（郵便配達車除く） ・局が収集した被災者による避難所の開設状況 ・避難先リスト等（本人同意必要）の相互提供 ・郵便ネットワーク活用の広報活動 ・特別事務等（郵便葉書の無償交付、郵便料金免除等）※災害救助法適用時 ・道路等損傷情報の市への提供 ・避難所への臨時郵便箱の設置等 他
35	災害時における飲料水の供給	H27. 11. 01	共同瓦斯株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・市の災害時及び被災した他自治体への支援時 ・飲料水の供給（優先供給、12L×1000本）
36	災害時相互応援	H28. 01. 29	和歌山県新宮市・福岡県新宮町・兵庫県たつの市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水・生活物資等の提供 ・応急復旧への資機材等の提供 ・救援救助への車両提供 ・救援救助及び応急復旧への職員応援 ・大規模災害時の自主的応援活動 ・ボランティアへの情報提供 ・市町間の相互応援
37	災害時における愛媛県市町相互応援	H28. 02. 17	愛媛県・県下市町	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水・生活物資等の提供 ・応急復旧への資機材等の提供、職員派遣 ・救援救助への車両提供 ・被災者の一時収容施設の提供 ・被災市町の情報発信代行 ・県内自治体間の相互応援
38	四国中央市・日本下水道事業団災害支援	H29. 04. 01	日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の現地調査 ・災害報告の資料作成 ・簡易消毒・仮設ポンプの設置等 ・災害査定に係る資料作成・査定立会
39	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援	H29. 04. 01	株式会社東芝四国支社	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の電気設備の早期機能回復（調査・復旧計画の策定・仮設電源・設計図書の作成 等）

No	協定名	締結日	事業所名	協定の概要
40	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援	H29. 04. 01	株式会社東光高岳	下水道施設の電気設備の早期機能回復（調査・復旧計画の策定・仮設電源・設計図書の作成 等）
41	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援	H29. 04. 01	日新電機株式会社四国支店	下水道施設の電気設備の早期機能回復（調査・復旧計画の策定・仮設電源・設計図書の作成 等）
42	自然災害による下水道機械設備緊急工事の請負	H29. 04. 01	水 ing 株式会社四国営業所	下水道施設の機械設備の早期復旧（調査・復旧計画・応急及び工事）
43	市町村広域災害ネットワーク 災害時相互応援	H29. 06. 05	市町村広域災害ネットワーク運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策・復旧の資機材等の提供 応急対策・復旧の職員派遣 医療機関への被災傷病者受入 被災者一時収容施設の提供 等 要請待たずの応援 加入市町村の相互応援、独自措置困難な場合
	甲府・玉野・泉大津・刈谷・日向・阿久根・益田・大和郡山・高砂・行橋・苅田・八幡・可児・四国中央・野洲・亀山・那珂・柳井・磐田・橋本・香南・神埼各市町			
44	災害時における復旧支援協力	H29. 06. 19	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管理施設の早期復旧（応急復旧業務：巡視・点検・調査・清掃等） 下水道対策本部設置時はその活動を優先
45	大規模災害時等における応急対策業務	H29. 08. 01	四国中央市建設業協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設等に対する応急対策事業 被害情報の収集報告及び予防措置 支障物の除去・応急復旧 等 団体による応急業務施工者の区域等選定 災害発生の恐れ含む
46	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援	H29. 12. 27	株式会社鶴見製作所 松山営業所	下水道施設の機械・電気設備の早期復旧（調査・復旧計画の策定・仮設電源・設計図書の作成 等）
47	災害時における被災者支援	H30. 01. 17	愛媛県行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援に係る行政書士業務 罹災証明申請の相談 相続関係の相談 許認可申請の相談 他 被災支援相談窓口の設置及び職員派遣
48	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援	H30. 01. 31	株式会社荏原製作所 四国支店	下水道施設の機械設備の緊急的復旧工事（機械設備、復旧計画策定、停電時の暫定的仮設電源、設計図書）
49	災害時における物資（紙製品）の調達	H30. 10. 01	公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会	災害時、物資（紙製品）調達の協力（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）
50	GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用	H30. 10. 01	国土交通省四国地方整備局	四国地方整備局GPS 波浪計観測情報を市に対し提供
51	災害時における下水道施設の技術支援協力	R01. 05. 22	愛媛県・県内下水道関係 17 市町・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部	災害時、下水道施設の技術支援協力

No	協定名	締結日	事業所名	協定の概要
52	災害に係る情報発信等	R01. 07. 01	LINE ヤフー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPアクセス負荷の軽減措置 ・ヤフーサービスへの掲載等（緊急情報、防災情報（避難所等）、被害状況、ライフライン、ボランティア、必要緊急物資） ・避難者名簿作成の協力
53	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力	R01. 06. 24	愛媛県・県下市町・一般社団法人えひめ産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等（被災者等の生活廃棄物含む）の処理等（撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮設場の管理並びに関連業務） ・県・市町・事業所間での協力
54	災害時における物資輸送等	R01. 09. 24	四国中央地区トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送等（貨物車・運転者・倉庫・輸送）協力 ・生活必需品等の配送 ・救援物資の受入・仕分・配送 ・資材の貸与 ・災害情報の提供、情報収集の協力 ・被災地への支援物資の配送
55	災害時の動物救護活動	R01. 09. 24	公益社団法人愛媛県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物の治療、保護動物の管理等の協力 ・対象：住民が飼育する犬及び猫等を基本
56	災害時における福祉避難所の設置運営等	R02. 02. 14	社会福祉法人澄心・社会福祉法人光と風	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・一般被災者に対する水・トイレ等の提供及び各種情報の提供 ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施
57	大規模災害時における生活用水等の確保	R02. 10. 19	東予広域生コンクリート協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・消防用水の供給協力 ・飲料水を除く ・組合に対し輸送要請も可能
58	災害時における福祉避難所の設置運営等	R04. 01. 11	社会福祉法人まこと・特定医療法人明生会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施
59	災害時における指定福祉避難所の設置運営等	R04. 03. 01	社会福祉法人えんわ・株式会社 TRUST	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施
60	大規模災害発生時等における応急対策業務	R04. 03. 01	一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部・一般社団法人日本石材産業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に支障を及ぼす石材構築物の撤去・移設等の協力
61	公衆無線 LAN アクセスポイント設置	R04. 09. 01	株式会社四国中央テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の通信環境確保等、市及び市来訪者の利便性向上のため、公衆無線 LAN サービスの提供

No	協定名	締結日	事業所名	協定の概要
62	四国中央市と川之江信用金庫との地方創生に関する包括連携	R04.09.20	川之江信用金庫	包括協定 ・防災・減災に関すること
63	災害時における指定福祉避難所の設置運営等	R05.03.31	社会福祉法人愛美会	・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施
64	災害時における指定福祉避難所の設置運営等	R05.03.31	株式会社四国中央興産、有限会社エム・ジェイ・エム	・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施
65	災害時における施設及び食料等の提供	R07.01.16	株式会社遊食房屋	・食料品等の提供 ・一時避難場所
66	災害時における施設の一部使用	R07.05.01	福助工業株式会社	・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施
67	災害時における施設使用等	R07.06.24	うま農業協同組合	・応援部隊の活動拠点（施設提供） ・物流業務（資器材等倉庫管理、輸送業務等） ・食料等救援物資の調達及び供給
68	災害時における物資供給	R07.07.04	NPO法人コメリ災害対策センター	・災害時緊急対応物品の優先提供（作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品等、トイレ用品） ・前項物品の運搬
69	地域防災力向上及び災害時支援	R07.09.30	損害保険ジャパン株式会社	・市民の防災啓発及び防災知識の普及 ・市防災イベント等へブース出展等 ・災害時ドローン等による情報収集等
70	四国中央市と今治海上保安部との包括連携協定書	R08.01.29	今治海上保安部	包括協定 ・地域の安全・安心、防災力向上
71	災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定	R08.02.21	愛媛県・県下市町	・各市町所有のトイレカー等相互支援 ・県外派遣の場合の枠組み
72	四国中央市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定	R08.02.25	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	包括協定 ・防災・減災に関すること
73	四国中央市とネットヨタ瀬戸内株式会社との包括連携に関する協定書	R08.03.05	ネットヨタ瀬戸内株式会社	包括協定 ・防災・減災に関すること
74	災害時における指定福祉避難所の設置運営等	R04.03.01	株式会社ワンス	・福祉避難所の開設運営、要配慮者の受入れ ・市が福祉避難所の必要物資等の調達を実施

[関係機関等]

○ 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関

1 指定行政機関

(令和7年10月1日時点)

1	内閣府	13	外務省	25	中小企業庁
2	国家公安委員会	14	財務省	26	国土交通省
3	警察庁	15	国税庁	27	国土地理院
4	金融庁	16	文部科学省	28	観光庁
5	消費者庁	17	スポーツ庁	29	気象庁
6	こども家庭庁	18	文化庁	30	海上保安庁
7	デジタル庁	19	厚生労働省	31	環境省
8	総務省	20	農林水産省	32	原子力規制委員会
9	消防庁	21	林野庁	33	防衛省
10	法務省	22	水産庁	34	防衛装備庁
11	出入国在留管理庁	23	経済産業省		
12	公安調査庁	24	資源エネルギー庁		

2 指定地方行政機関 (関係分)

(令和7年10月1日時点)

1	中国四国管区警察局	7	中国四国農政局	13	大阪航空局
2	四国総合通信局	8	四国森林管理局	14	神戸航空交通管制部
3	四国財務局	9	四国経済産業局	15	大阪管区气象台
4	神戸税関	10	中国四国産業保安監督部 四国支部	16	第六管区海上保安本部
5	四国厚生支局	11	四国地方整備局	17	中国四国地方環境事務所
6	愛媛労働局	12	四国運輸局	18	中国四国地方防衛局

3 指定公共機関

(令和7年10月1日時点)

1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	21	中日本高速道路株式会社
2	国立研究開発法人建築研究所	22	西日本高速道路株式会社
3	独立行政法人国立病院機構	23	阪神高速道路株式会社
4	国立研究開発法人産業技術総合研究所	24	本州四国連絡高速道路株式会社
5	独立行政法人情報処理推進機構	25	新関西国際空港株式会社
6	国立研究開発法人情報通信研究機構	26	中部国際空港株式会社
7	国立研究開発法人森林研究・整備機構	27	成田国際空港株式会社
8	国立研究開発法人水産研究・教育機構	28	北海道旅客鉄道株式会社
9	国立研究開発法人土木研究所	29	四国旅客鉄道株式会社
10	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	30	日本貨物鉄道株式会社
11	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	31	東京地下鉄株式会社
12	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	32	日本郵便株式会社
13	独立行政法人水資源機構	33	NTT 株式会社
14	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	34	NTT 東日本株式会社
15	日本銀行	35	NTT 西日本株式会社
16	日本赤十字社	36	一般財団法人海上災害防止センター
17	日本放送協会	37	沖縄電力株式会社
18	電力広域の運営推進機関	38	株式会社 J E R A
19	東日本高速道路株式会社	39	関西電力株式会社
20	首都高速道路株式会社	40	関西電力送配電株式会社

41	九州電力株式会社	91	京阪バス株式会社
42	九州電力送配電株式会社	92	京浜急行バス株式会社
43	四国電力株式会社	93	国際興業株式会社
44	四国電力送配電株式会社	94	西武バス株式会社
45	中国電力株式会社	95	東急バス株式会社
46	中国電力ネットワーク株式会社	96	東都観光バス株式会社
47	中部電力株式会社	97	東武バスセントラル株式会社
48	中部電力パワーグリッド株式会社	98	南海バス株式会社
49	中部電力ミライズ株式会社	99	日本交通株式会社
50	東京電力エナジーパートナー株式会社	100	阪急バス株式会社
51	東京電力パワーグリッド株式会社	101	阪神バス株式会社
52	東京電力ホールディングス株式会社	102	三重交通株式会社
53	東京電力リニューアブルパワー株式会社	103	名阪近鉄バス株式会社
54	東北電力株式会社	104	佐川急便株式会社
55	東北電力ネットワーク株式会社	105	西濃運輸株式会社
56	北陸電力株式会社	106	日本通運株式会社
57	北陸電力送配電株式会社	107	福山通運株式会社
58	北海道電力株式会社	108	ヤマト運輸株式会社
59	北海道電力ネットワーク株式会社	109	ANAウイングス株式会社
60	電源開発株式会社	110	株式会社AIRDO
61	電源開発送变电ネットワーク株式会社	111	株式会社スターフライヤー
62	日本原子力発電株式会社	112	株式会社ソラシドエア
63	大阪瓦斯株式会社	113	スカイマーク株式会社
64	大阪ガスネットワーク株式会社	114	全日本空輸株式会社
65	西部瓦斯株式会社	115	日本航空株式会社
66	東京瓦斯株式会社	116	日本トランスオーシャン航空株式会社
67	東京ガスネットワーク株式会社	117	九州旅客鉄道株式会社
68	東邦瓦斯株式会社	118	東海旅客鉄道株式会社
69	東邦ガスネットワーク株式会社	119	西日本旅客鉄道株式会社
70	オーシャントランス株式会社	120	東日本旅客鉄道株式会社
71	商船三井さんふらわあ株式会社	121	小田急電鉄株式会社
72	株式会社名門大洋フェリー	122	近畿日本鉄道株式会社
73	新日本海フェリー株式会社	123	京王電鉄株式会社
74	太平洋フェリー株式会社	124	京成電鉄株式会社
75	阪九フェリー株式会社	125	京阪電気鉄道株式会社
76	マルエーフェリー株式会社	126	京浜急行電鉄株式会社
77	宮崎カーフェリー株式会社	127	相模鉄道株式会社
78	JR九州バス株式会社	128	西武鉄道株式会社
79	ジェイアール四国バス株式会社	129	東急電鉄株式会社
80	ジェイアール東海バス株式会社	130	東武鉄道株式会社
81	ジェイアールバス関東株式会社	131	名古屋鉄道株式会社
82	JRバス中国株式会社	132	南海電気鉄道株式会社
83	ジェイアールバス東北株式会社	133	西日本鉄道株式会社
84	ジェイ・アール北海道バス株式会社	134	阪急電鉄株式会社
85	西日本ジェイアールバス株式会社	135	阪神電気鉄道株式会社
86	小田急バス株式会社	136	井本商運株式会社
87	神奈川中央交通株式会社	137	川崎近海汽船株式会社
88	近鉄バス株式会社	138	近海郵船株式会社
89	京王電鉄バス株式会社	139	栗林商船株式会社
90	京成バス株式会社	140	琉球海運株式会社

141	NTTドコモビジネス株式会社	156	名古屋テレビ放送株式会社
142	KDD I 株式会社	157	日本テレビ放送網株式会社
143	ソフトバンク株式会社	158	讀賣テレビ放送株式会社
144	株式会社NTTドコモ	159	朝日放送ラジオ株式会社
145	楽天モバイル株式会社	160	大阪放送株式会社
146	朝日放送テレビ株式会社	161	株式会社MBSラジオ
147	株式会社CBCテレビ	162	株式会社CBCラジオ
148	株式会社TBSテレビ	163	株式会社TBSラジオ
149	株式会社テレビ朝日	164	株式会社日経ラジオ社
150	株式会社テレビ東京	165	株式会社ニッポン放送
151	株式会社フジテレビジョン	166	株式会社文化放送
152	株式会社毎日放送	167	東海ラジオ放送株式会社
153	関西テレビ放送株式会社		
154	中京テレビ放送株式会社		
155	東海テレビ放送株式会社		

○ 関係機関連絡先一覧

1 市

機関名	所在地	電話番号
四国中央市役所（本庁舎）	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-28-6000
川之江窓口センター	四国中央市金生町下分791-2	0896-28-6181
土居窓口センター	四国中央市土居町入野178-1	0896-28-6320
新宮窓口センター	四国中央市新宮町新宮461	0896-28-6402

2 県

機関名	所在地	電話番号
愛媛県民環境部防災局危機管理課	松山市一番町4-4-2	089-912-2335
東予地方局総務県民課	西条市喜多川796-1	防災：0897-56-3731
四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-24-4455
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-23-3360
東予家畜保健衛生所	西条市氷見乙2025	0897-57-9122

3 県内市町

機関名	所在地	電話番号
松山市防災危機管理部	松山市二番町4-7-2	089-948-6794
今治市防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1558
宇和島市危機管理課	宇和島市曙町1	0895-49-7006
八幡浜市危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
新居浜市危機管理課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1282
西条市危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
伊予市危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111
西予市危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491
東温市総務課危機管理室	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町消防本部消防防災課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-3166
久万高原町総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町危機管理課	伊予郡松前町大字筒井631	089-989-5103
砥部町総務課危機管理室	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323
内子町総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町総務課	西宇和郡伊方町湊浦1933-1	0894-38-0211
松野町安全管理課	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1110
鬼北町危機管理課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119

4 近隣市町村（県外）

機関名	所在地	電話番号
高知県大豊町総務課	高知県長岡郡大豊町津家1626	0887-72-0450
高知県本山町総務課	高知県長岡郡本山町本山636	0887-76-2223

高知県大川村総務課	高知県土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
香川県観音寺市危機管理課	観音寺市坂本町1丁目1-1	0875-23-3940
徳島県三好市危機管理課	三好市池田町サラダ1610-1	0883-72-7625

5 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
中国四国農政局松山地域センター	松山市宮田町188 松山地方合同庁舎	089-932-1177
四国森林管理局愛媛森林管理署 土居森林事務所	四国中央市土居町入野1079-1	0896-74-8110
四国地方整備局 西条国道維持出張所	西条市福武甲459-1	0897-56-1264
松山地方気象台	松山市北持田町102	089-941-6293
第六管区海上保安本部 今治海上保安部 三島川之江分室	広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17 今治市片原町1-3-2 四国中央市三島紙屋町6-45	082-251-5111 0898-32-2882 0896-24-4498

6 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
松山駐屯地中部方面特科連隊第4大隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911

7 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
独立行政法人水資源機構 池田総合管理所第1管理課	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1	0883-72-2050
富郷ダム管理所	四国中央市富郷町津根山353-6	0896-22-0302
新宮ダム管理所	四国中央市新宮町馬立1144	0896-72-2021
柳瀬ダム管理室	四国中央市金砂町小川山乙1623-1	0896-29-0011
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内5	089-921-1111
日本郵便株式会社 四国支社	松山市宮田町8-5	089-936-5121
長津郵便局	四国中央市土居町津根1927-4	0896-74-4282
中上簡易郵便局	四国中央市妻鳥町2020-3	0896-56-8748
土居郵便局	四国中央市土居町入野847-6	0896-74-2018
富郷郵便局	四国中央市富郷町寒川山425の3	0896-22-0300
大門簡易郵便局	四国中央市川之江町3217-6	0896-56-0701
関川郵便局	四国中央市土居町上野1717	0896-74-4283
新宮郵便局	四国中央市新宮町新宮467	0896-72-2001
金砂簡易郵便局	四国中央市金砂町平野山232	0896-29-0120
川之江郵便局	四国中央市金生町下分857の1	0896-56-2271
川之江妻鳥郵便局	四国中央市妻鳥町353の14	0896-56-3611
川之江新町郵便局	四国中央市川之江町1720-2	0896-56-3612
川滝郵便局	四国中央市川滝町下山2021の8	0896-56-3615
上山簡易郵便局	四国中央市新宮町上山3322	0896-72-2617

上分郵便局	四国中央市上分町517-6	0896-56-3614
蕪崎郵便局	四国中央市土居町蕪崎310-3	0896-74-4281
伊予三島郵便局	四国中央市三島中央5-6-17	0896-23-3563
伊予三島港郵便局	四国中央市三島中央1-5-21	0896-23-3086
伊予三島中之庄郵便局	四国中央市中之庄町126の1	0896-23-4250
伊予三島豊岡郵便局	四国中央市豊岡町長田425-1	0896-25-0900
伊予三島寒川郵便局	四国中央市寒川町519の3	0896-23-3700
伊予三島朝日郵便局	四国中央市三島朝日1-5-23	0896-23-4285
西日本高速道路株式会社愛媛高速道路事務所	松山市井門町804	089-905-0181
四国旅客鉄道株式会社伊予三島駅	四国中央市三島中央3-1-37	0896-23-2070
日本貨物鉄道株式会社松山営業所	松山市三番町8-326	089-943-5003
NTT西日本株式会社四国支店（災害対策室）	松山市南江戸町1283-1	089-909-6033
株式会社NTTドコモ 四国支社	高松市サンポート2-1	087-825-5352
KDDI株式会社 四国総支社	高松市番町1-6-8	087-823-6777
四国電力株式会社愛媛支店東予営業所	西条市朔日市300-1	0897-56-2960
四国電力送配電株式会社愛媛支社四国中央事務所	四国中央市中曾根町1680-1	0896-23-8203
電源開発株式会社西日本支店高松事務所	高松市番町1-1-5ニッセイ高松ビル6F	087-822-0821
佐川急便株式会社 松山営業所	伊予郡砥部町八倉125	089-958-1181
四国西濃運輸株式会社 本社	東温市上村甲980	089-990-1311
日本通運株式会社 松山支店総務課	松山市大手町2-26-3	089-941-5112
四国福山通運株式会社 四国中央営業所	四国中央市豊岡町大町字山下1409-2	0896-25-2921
ヤマト運輸株式会社 愛媛主管支店	松山市大橋町466-1	089-963-5500

8 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
四国ガス株式会社	今治市南大門町2-2-4	0898-32-4500
伊予鉄道株式会社	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
一般社団法人愛媛県バス協会	松山市大手町1-7-4	089-931-4094
一般社団法人愛媛県トラック協会	松山市井門町1081-1	089-957-1069
石橋汽船株式会社	松山市高浜町5-2259-1	089-951-0128
一般社団法人愛媛県医師会	松山市三番町4-5-3	089-943-7582
一般社団法人愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048
一般社団法人愛媛県薬剤師会	松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後2-11-14	089-923-1287
南海放送株式会社	松山市本町1-1-1	089-915-3333
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町119	089-943-1111
株式会社あいテレビ	松山市竹原町1-5-25	085-921-2121
株式会社愛媛朝日テレビ	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600
株式会社エフエム愛媛	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111
株式会社愛媛CATV	今治市南大門町2-1-2	0898-22-0001
今治シーエーティーブィ株式会社	宇和島市丸之内5-4-7	0895-24-3939
宇和島ケーブルテレビ株式会社	新居浜市坂井町2-3-17	0897-32-7777
株式会社ハートネットワーク	大洲市徳森248	0893-25-0212
株式会社四国中央テレビ	四国中央市三島宮川4-6-48	0896-24-0130

西予CATV株式会社	西予市宇和町卯之町2-449	0894-62-7811
------------	----------------	--------------

9 消防本部

機関名	所在地	電話番号
四国中央市消防本部	四国中央市中曾根町500	0896-28-6933
四国中央市消防署	〃	0896-28-9119
東分署	四国中央市川之江町1516-1	0896-28-8119
西分署	四国中央市土居町入野178-1	0896-28-7119
新宮分遣所	四国中央市新宮町馬立甲153-1	0896-28-6409
嶺南分遣所	四国中央市富郷町寒川山463-4	0896-28-6899

10 警察

機関名	所在地	電話番号
四国中央警察署	四国中央市三島中央5-4-20	0896-24-0110
三島交番	四国中央市三島中央1-14-14	0896-24-1906
川之江交番	四国中央市川之江町912-3	0896-56-2059
寒川警察官連絡所	四国中央市寒川町1841-1	0896-25-1179
豊岡駐在所	四国中央市豊岡町豊田42-1	0896-25-2302
金砂駐在所	四国中央市金砂町平野山乙499-6	0896-29-0008
川滝駐在所	四国中央市川滝町下山1882-1	0896-56-5684
金田警察官連絡所	四国中央市金田町金川357-3	0896-56-6469
新宮駐在所	四国中央市新宮町新宮446	0896-72-2030
土居駐在所	四国中央市土居町土居1154-1	0896-74-2004
津根駐在所	四国中央市土居町津根143-4	0896-74-6618
小林駐在所	四国中央市土居町小林841-6	0896-74-6799
天満駐在所	四国中央市土居町蕪崎638-4	0896-74-6790

11 公共の団体

機関名	所在地	電話番号
うま農業協同組合	四国中央市中之庄町1684-4	0896-24-5500
川之江漁業協同組合	四国中央市川之江町4101	0896-58-2019
三島漁業協同組合	四国中央市三島中央1-11-17	0896-24-2815
寒川漁業協同組合	四国中央市寒川町4775-4	0896-23-3718
土居町漁業協同組合	四国中央市土居町蕪崎1594	0896-74-3277
宇摩森林組合	四国中央市具定町465-5	0896-24-2775
四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分789-1	0896-58-3530
四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6127
川之江支所	四国中央市金生町下分865	0896-28-6237
土居支所	四国中央市土居町入野174-3	0896-28-6351
新宮支所	四国中央市新宮町新宮50	0896-72-2774
一般社団法人宇摩医師会	四国中央市妻島町1579-4	0896-56-4869
一般社団法人愛媛県建設業協会四国中央支部	四国中央市三島宮川4-8-57	0896-24-0700
一般社団法人愛媛県トラック協会四国中央地区	四国中央市川之江町4084-1	896-58-2055

愛媛県行政書士会	松山市錦町98番地1	089-946-1444
----------	------------	--------------

[輸送関係]

○ 輸送力一覧

1 トラック

(令和5年12月1日現在)

事業種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
一般	トーヨー・ロジテック株式会社	0896-24-270	1				1		2	
	金生運輸株式会社	0896-58-4356	1				1		2	
	南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1		2	
	三島運輸株式会社	0896-24-2049	1				1		2	
	川之江港湾運送株式会社	0896-58-1230			1		1		2	
	株式会社寒川港湾荷役	0896-25-1366			1		1		2	
	真部産業株式会社	0896-25-1811			1		1		2	
	四国福山通運株式会社四国中央営業所	0896-25-2921			1		1		2	
	丸福運輸株式会社	0896-58-4428			1		1		2	
	大西物流株式会社	0896-25-0222			1		1		2	
	タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335			1		1		2	
	丸調運輸株式会社	0896-56-5581			1		1		2	
	有限会社高橋運輸	0896-58-4505			1		1		2	
	四国興産有限会社	0896-58-6136			1		1		2	
日本興運株式会社	0896-24-2550			1		1		2		
計			4		11		15		30	
備考			第1次出動： 命令受領と同時に出動 第2次出動： 命令受領後1時間以内に出動 第3次出動： 命令受領別に指示する時に出動							

2 バス

事業種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗合貸切	瀬戸内運輸株式会社株式会社新居浜営業所	0897-46-6820			1		1		2	

3 タクシー

(令和2年4月1日現在)

事業 種別	事業者名	電話番号	出動車数								
			第1次 出動		第2次 出動		第3次 出動		合計		
			大	小	大	小	大	小	大	小	
乗用	丸ハタクシー株式会社	0896-58-2121		1					1		2
	有限会社川之江タクシー	0896-58-1188				1					1
	宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2		1		1			4
	三島交通株式会社	0896-24-5455		2				2			4
	まるみタクシー株式会社	0896-23-2323				1					1
計				5		3		4			12

4 霊柩車

事業 種別	事業者名	電話番号	出動車数								
			第1次 出動		第2次 出動		第3次 出動		合計		
			大	小	大	小	大	小	大	小	
霊柩	株式会社コスモス	0896-58-6889				1		2			3
	有限会社宇摩公益社	0896-23-3478				1					1
	三島公益センター株式会社	0896-23-5176						1			1

○ 飛行場外臨時離着陸場一覧（臨時ヘリポート）

（令和8年3月現在）

名 称	所 在 地	区 分	駐機数		位 置	
			中	大	(緯 度)	(経 度)
伊予三島運動公園	四国中央市中之庄町167 8-5	地域拠点	4	2	北緯33度58分43秒	東経133度31分35秒
三島ヘリポート	四国中央市中之庄町 1670-4	緊急 (適地)	1	—	北緯33度58分51秒	東経133度24分43秒
翠波峰駐車場	四国中央市具定町字重 石乙66-54	緊急 (適地)	1	—	北緯33度56分21秒	東経133度32分15秒
スカイフィールド富郷	四国中央市富郷町寒川 山字上長瀬151	緊急 (適地)	3	—	北緯33度55分14秒	東経133度30分47秒
富郷ダム左岸 ヘリポート	四国中央市富郷町 津根山353-6	緊急 (適地)	1	—	北緯33度53分00秒	東経133度28分39秒
新田公園	四国中央市柴生町字山 瀬乙169	地域拠点	1	—	北緯33度59分35秒	東経133度36分59秒
浜公園多目的広場	四国中央市川之江町410 9-3	緊急 (適地)	3	1	北緯34度1分07秒	東経133度33分56秒
川之江ヘリポート	四国中央市金生町下分2 081-1川原田橋北金生川 右岸	地域拠点	1	—	北緯33度59分59秒	東経133度35分09秒
やまじ風公園	四国中央市土居町畑野1 637	地域拠点	3	2	北緯33度56分47秒	東経133度24分43秒
土居ヘリポート	四国中央市土居町海通 橋北東関川河川内	地域拠点	1	—	北緯33度58分10秒	東経133度24分48秒
新宮ヘリポート	四国中央市新宮町新瀬 川403	緊急 (適地)	3	1	北緯33度55分11秒	東経133度38分39秒
旧新宮小中学校	四国中央市新宮町新宮 105	緊急 (準適地)	1	—	北緯33度56分53秒	東経133度38分22秒

[避難施設]

○ 国民保護法に基づく市内避難施設

(令和8年3月現在)

No	名称	所在地	緊急一時避難施設	
			※1	地下施設 ※2
1	旧西庄小学校講堂	新宮町上山922番地	-	-
2	川之江小学校	川之江町2370番地	○	-
3	金生第一小学校	金生町下分1665番地	○	-
4	金生第二小学校	金生町山田井775番地	○	-
5	妻鳥小学校	妻鳥町1488番地	○	-
6	上分小学校	上分町800番地	○	-
7	南小学校	金田町金川145番地	○	-
8	川之江北中学校	川之江町2390番地	○	-
9	川之江南中学校	上分町395番地	○	-
10	松柏小学校	下柏町407番地	○	-
11	三島小学校	三島中央3丁目2番23号	○	-
12	中曽根小学校	中曽根町1556番地	○	-
13	中之庄小学校	中之庄町140番地	○	-
14	寒川小学校	寒川町1814番地	○	-
15	豊岡小学校	豊岡町豊田45番地	○	-
16	三島東中学校	中曽根町199番地	○	-
17	三島西中学校	中之庄町乙38番地1	○	-
18	関川小学校	土居町上野1726番地1	○	-
19	土居小学校	土居町土居1580番地	○	-
20	小富士小学校	土居町小林667番地	○	-
21	長津小学校	土居町津根2061番地	○	-
22	北小学校	土居町蕪崎1040番地	○	-
23	土居中学校	土居町土居375番地	○	-
24	新宮小・中学校	新宮町新宮448番地	○	-
25	三島南中学校	寒川町4335番地	○	-
26	川之江高等学校	川之江町2257番地	○	-
27	三島高等学校	三島中央5丁目11番30号	○	-
28	土居高等学校	土居町中村892番地	○	-
29	金生保育園	金生町下分1653番地1	○	-
30	上分保育園	上分町545番地1	○	-
31	金田こども園	金田町金川203番地1	○	-
32	石川保育園	川滝町下山2104番地3	○	-
33	北野保育園	土居町北野1522番地	○	-
34	土居保育園	土居町土居1570番地	○	-
35	小林保育園	土居町小林834番地	○	-
36	北保育園	土居町蕪崎712番地	○	-
37	土居東幼稚園	土居町津根3703番地1	○	-
38	土居西幼稚園	土居町入野86番地2	○	-

No	名 称	所在地	緊急一時避難施設	
			※1	地下施設 ※2
39	土居東こども園	土居町津根1650番地	-	-
40	川之江こども園	川之江町1061番地6	○	-
41	紙産業技術センター	妻鳥町乙127番地	-	-
42	川之江コミュニティセンター	川之江町2975番地2	○	-
43	切山集会所	金生町山田井乙261番地4	○	-
44	半田公会堂	金田町半田乙264番地3	○	-
45	下川集会所	下川町777番地	○	-
46	生きがい研修センター	金生町山田井826番地3	○	-
47	川之江西老人つどいの家	川之江町281番地2	-	-
48	上小川集会所	金砂町小川山2263番地3	○	-
49	藤原集会所	富郷町津根山123番地	-	-
50	寒川山集会所	富郷町寒川山226番地	○	-
51	野田中央会館	土居町野田甲1244番地1	○	-
52	四国中央市農村環境改善センター	土居町入野178番地1	○	-
53	新成堂成集会所	新宮町馬立4219番地1	-	-
54	久保ヶ内集会所	新宮町新瀬川310番地	-	-
55	金山集会所	新宮町新宮620番地	-	-
56	古野集会所	新宮町馬立1190番地	○	-
57	中上集会所	新宮町上山3108番地	-	-
58	中西地区集会所	新宮町新宮50番地	-	-
59	長瀬生活改善センター	新宮町馬立甲153番地1	-	-
60	ジョイフル八窪	新宮町上山6751番地	○	-
61	金生公民館	金生町下分865番地1	-	-
62	上分公民館	上分町556番地1	○	-
63	妻鳥公民館	妻鳥町1480番地2	○	-
64	金田公民館	金田町金川330番地	○	-
65	川滝公民館	川滝町下山1882番地1	○	-
66	川之江体育館	川之江町1012番地48	○	-
67	松柏公民館	下柏町388番地	○	-
68	三島公民館	三島中央3丁目4番21号	○	○
69	中曾根公民館	中曾根町1502番地1	-	-
70	中之庄公民館	中之庄町108番地	○	-
71	寒川公民館	寒川町1390番地	○	-
72	豊岡公民館	豊岡町豊田78番地1	○	-
73	伊予三島運動公園体育館	中之庄町1665番地1	○	-
74	小富士公民館	土居町小林814番地	○	-
75	天満公民館	土居町天満2011番地1	○	-
76	蕪崎公民館	土居町蕪崎2507番地1	○	-
77	土居公民館	土居町土居891番地	○	-
78	土居文化会館	土居町入野939番地	○	○
79	総野集会所	新宮町馬立4453番地	-	-

No	名 称	所在地	緊急一時避難施設	
			※1	地下施設 ※2
80	少年自然の家	新宮町新瀬川1138番地	-	-
81	金田グラウンド	金田町金川270番地1	-	-
82	川之江運動場	川之江町594番地	-	-
83	川之江埋立グラウンド	妻鳥町3053番地	-	-
84	向山公園グラウンド	金生町下分2571番地1	-	-
85	伊予三島運動公園	中之庄町1655番地1	-	-
86	やまじ風公園	土居町畑野1637番地	-	-
87	長津公民館	土居町津根2682番地	○	-
88	新宮公民館	新宮町新宮482番地	○	-
89	柴生公会堂	柴生町461番4	○	-
90	川之江ふれあい交流センター	川之江町4069番地1	○	-
91	しこちゅ〜ホール	妻鳥町1830番地1	○	-
92	新田公園	柴生町字山瀬乙169	-	-
93	四国中央庁舎	三島宮川4丁目6番55号	○	-
94	葱尾ふれあい広場	川滝町下山1353番地2	○	-
95	浜公園多目的広場	川之江町4109番地3	-	-
96	森と湖畔の公園	金田町半田甲232番地	-	-
97	大江1号緑地	妻鳥町3068番地	-	-
※1 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）である施設及び地下施設 ※2 緊急一時避難施設のうち避難可能な地下フロアがある施設				

[医療・救護関係]

○ 医療機関及び救護班一覧

(令和8年3月現在)

No	機 関 名	所在地	電話 (FAX)	病床数 (内一般)	助産 施設	救護 班数	病院 区分
1	公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町 2233	0896 58-3515 (58-3464)	275 (229)	○	2	災拠 救護
2	長谷川病院	四国中央市金生町下 分 1249-1	0896 58-5666 (58-5696)	100 (52)	—	1	救護
3	石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町 788-1	0896 58-2222 (58-2223)	228 (174)	—	2	災拠 救護
4	西岡病院	四国中央市三島金子 2-7-22	0896 24-5511 (23-0590)	60 (0)	—	1	救護
5	豊岡台病院	四国中央市豊岡町長 田 603-1	0896 25-0088 (25-1039)	194 (0)	—	1	救護
6	栗整形外科病院	四国中央市中之庄町 398-1	0896 24-5550 (24-5553)	40 (40)	—	1	救護
7	四国中央市国民健康保険新宮 診療所	四国中央市新宮町新 宮 50	0896 72-2131 (72-3044)	0 (0)	—	1	—
8	松風病院	四国中央市土居町入 野 970	0896 74-2001 (74-8166)	199 (0)	—	1	救護
9	恵康病院	四国中央市土居町蕪 崎 253-1	0896 74-7600 (74-7601)	60 (0)	—	1	救護
備 考		【凡例】 災拠：災害拠点病院、救護：救護病院等 本市に、三次救急医療施設及び災害基幹拠点病院なし					

○ 火葬場一覧

(令和8年3月現在)

名称	所在地	設置者氏名	面積(m ²)		処理能力		建設年度
			敷地	施設(※1)	炉基数	最大(体/日)(※2)	
川の江斎苑	四国中央市上分町970-1	四国中央市長	38,041	1,382	4	7	H7
伊予三島斎場	四国中央市中之庄町字浜 之前1670-1	四国中央市長	12,075	1,172	4	7	H1
土居斎苑	四国中央市土居町土居220 8	四国中央市長	10,189	1,344	2	4	H17

※1：延べ床面積、※2：通常使用時間における処理能力

[危険物施設等関係]

○ 市内危険物施設一覧

(令和3年4月現在)

製造所の区分 倍数別 種別	計	製造所	貯蔵量									取扱所				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	
合計	549	1	335	68	98	28	97	2	38	4	213	85	2	126		
5倍以下	176	1	112	28	5	5	47	2	24	1	63	3		60		
5倍をこえ10倍以下	106		69	15	4	22	24		1	3	37	9		28		
10 " 50 "	122		65	18	31	1	9		6		57	32	2	23		
50 " 100 "	44		28	1	12		8		7		16	8		8		
100 " 150 "	25		16	6	8		2				9	8		1		
150 " 200 "	23		13		7		6				10	9		1		
200 " 1000 "	43		23		22		1				20	16		4		
1000 " 5000 "	10		9		9						1			1		
5000 " 10000 "																
10000倍をこえるもの																
第1類																
第2類	4		3	3							1			1		
第3類																
第4類	516	1	309	65	78	28	97	2	35	4	206	85	2	119		
第5類																
第6類	29		23		20				3		6			6		

○ 危険物の製造所等（消防法第14条の2第1項）

No	対象施設			施設管理・運営者
	種 類	名 称	所在地	事業者名
1	貯蔵所	特定屋外タンク貯蔵所	三島地域（5箇所）	大王製紙株三島工場
2	貯蔵所	準特定屋外タンク貯蔵所	三島地域（4箇所）	大王製紙株三島工場
3	取扱所	給油取扱所（船舶）	三島地域（1箇所）	愛媛県漁業協同組合寒川支所
4	取扱所	給油取扱所（船舶）	川之江地域（1箇所）	愛媛県漁業協同組合川之江支所
5	取扱所	給油取扱所（船舶）	三島地域（1箇所）	愛媛県漁業協同組合三島支所
6	取扱所	給油取扱所	三島地域（1箇所）	㈱丸和
7	取扱所	給油取扱所	三島地域（1箇所）	トクワカ商事株
8	取扱所	給油取扱所	三島地域（1箇所）	松本石油店
9	取扱所	給油取扱所	川之江地域（1箇所）	内田石油株
10	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	三島地域（5箇所）	大王製紙株三島工場
11	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	三島地域（1箇所）	㈱丸和
12	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	三島地域（1箇所）	トクワカ商事株
13	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	三島地域（2箇所）	ダイソーケミカル株
14	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	川之江地域（8箇所）	丸住製紙株大江工場
15	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	川之江地域（2箇所）	村上産業株
16	取扱所	一般取扱所	三島地域（5箇所）	大王製紙株三島工場
17	取扱所	一般取扱所	三島地域（1箇所）	㈱丸和
18	取扱所	一般取扱所	三島地域（2箇所）	愛媛製紙株
19	取扱所	一般取扱所	三島地域（1箇所）	ダイソーケミカル株
20	取扱所	一般取扱所	川之江地域（4箇所）	丸住製紙株大江工場
21	取扱所	一般取扱所	川之江地域（1箇所）	三豊運送株
22	取扱所	一般取扱所	川之江地域（1箇所）	村上産業株
23	取扱所	一般取扱所	土居町地域（3箇所）	リンテック株三島工場
24	取扱所	移送取扱所	川之江地域（1箇所）	丸住製紙株川之江工場

屋内にいない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 徒歩を基本とし、屋外活動を最小限 2 緊急車両通過のため、車両運行者は、車両を路外又は左路肩に駐車、キーを付けたまま 3 屋内への避難が困難な場合、遮蔽物下又は地面に伏せ頭部を保護 4 周辺で弾着音等を確認した場合、NBC被害防止の観点から速やかに現場から離脱することを基本 5 弾着が継続する場合は遮蔽物下で身体防護を継続、この際、市・消防機関に通報 	
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災情報告知システム（連動SNS・HP含む）により広く情報提供 2 自治会・自主防災組織・事業所に連絡手段を確保 3 要配慮者の避難準備のため、民生委員・児童委員・障がい者団体・自主防災組織等の関係団体と連絡手段確保 4 マスメディアを活用した避難促進のため、報道関係者に対し、逐次に情報提供 	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。	
職員間の連絡手段	編成表に記載	
12 緊急時の連絡先		
四国中央市 国民保護 対策本部	電話	直通：*****、一般（問合せ対応）：*****
	FAX	*****
	Email	*****

○ 避難実施要領（弾道ミサイル弾着後）

避難実施要領（弾道ミサイル弾着後）	
四国中央市長 令和〇年〇月〇日〇時〇分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
政府対策本部長は、〇月〇日〇時〇〇分頃に四国中央市〇〇町付近において発生した爆発について、K国から発射された弾道ミサイルが弾着、NBC弾である可能性があることから、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の四国中央市〇〇町〇〇地区及びその風下となる同市〇〇地区を要避難地域として、避難阻止の指示を行った。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和〇年〇月〇日 09:00
発生場所	四国中央市〇〇町〇〇地区「〇〇団地」付近
実行の主体	K国
事案の概要と被害状況	四国中央市内にミサイル落下。NBC弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：北西 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	別紙
避難先と避難誘導の方針	<p>爆心地に近い要避難者地域の〇地区〇〇、〇〇及び〇〇内の住民約400名に対して、ただちに周辺地域から離れ、本日12:00を目途に避難所（〇〇公民館、〇〇小学校）へ一時避難させる。</p> <p>更に弾着地点の風下となり要避難地域に該当する〇〇地区〇〇、〇〇及び〇〇内の住民約450名に対して、本日13:00を目途に避難所（〇〇公民館、〇〇演芸ホール、〇〇中学校）に一時避難させる。</p> <p>必要に応じ、本日15:00以降、借上げ車両等により、市民体育館などの大規模避難所又は避難先受け入れ先である〇〇市へ移動させる。</p> <p>要避難地域以外の地域も、不要不急の外主を避け、努めて屋内避難を継続する。</p>
避難開始日時	〇月〇日11:00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	

措置の概要	<p>市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。</p> <p>その近傍付近に除染所を開設中。消防が消防警戒区域の設定、移動、検知、除染準備を実施中。警察が交通規制、検知、除染準備を実施中。自衛隊に災害派遣要請し除染準備中。その他、県内消防、緊急消防援助隊に派遣要請を実施。市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入調整を行う。</p>			
連絡調整先	<p>1 本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関県警察、自衛隊及び国公私の関係機関に伝達する。</p> <p>2 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 政府現地対策本部が設置された場合、担当職員等を派遣</p> <p>3 ○○市消防本部（警防課）：0896-28・・・ 四国中央警察署： 陸自中方特科連隊第4大隊（松山）：</p> <p>4 状況急変時における関係部署間等の連絡先は別示（別途連絡票）</p>			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>1 弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。</p> <p>2 地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性あり。</p> <p>3 要避難地域の住民の状況把握が困難</p> <p>4 化学剤の種類に応じ、要避難地域での消防団等の活動に影響</p>			
地域の特性	地域の結びつきが強く自治会単位での行動が期待できる。また、要配慮者の避難には、自治会と連携して介助者を派遣して避難を行う。			
時期による特性	低気圧の影響により降雨の可能性			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	○○地区	○○地区	○○地区	合計
避難者数（計）	128	197	68	393
うち要援護者数	9	16	1	26
うち外国人等の数	1	1		2
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	B地区	C地区	D地区	D地区
避難施設名	○○公民館	○○小学校	○○中学校	○○ホール
所在地	四国中央市○○町○○	四国中央市○○町○○	四国中央市○○町○○	四国中央市○○町○○
収容可能人数（人）	50	500	600	120
連絡先（電話等）	*****	*****	*****	*****
連絡担当者				
その他の留意事項等		体育館のみ		体育館のみ
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				

所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
1 集合場所への移動は原則 2 担当職員は、当該地域の自主防災組織・自治会との連絡を図り協力体制を構築 3 避難者の掌握／安否不明者の確認のため、避難者は、各世帯又は事業所の単位ごとに同一の避難所に避難 4 自力避難困難者、外国人等に対し、必要により避難行動要支援者の例によって避難を支援 5 一時滞在者の避難について、事業所等に協力を要請				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・ 徒歩 ・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要支援者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路	主要経路：R11、R194、K〇〇〇（別添「避難経路図」）			
交通規制	実施者の確認	四国中央警察署		
	規制にあたる人数	〇名、〇コ班		
	規制場所	主要経路沿い〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区（別添「避難経路図」）		
警備体制	実施者の確認	四国中央警察署		
	規制にあたる人数	〇名、〇コ班		
	規制場所	主要経路沿い〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区（別添「避難経路図」）		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区		B地区	C地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—	
	輸送手段	—	—	
	避難先	—	—	
	集合時間	—	—	
	その他（誘導責任者等）	—	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	ア点、イ点	エ点、オ点	
	輸送手段	徒歩	徒歩	

	避難経路	R11 (別添「避難経路図」)	R194 (別添「避難経路図」)		
	避難先	〇〇公民館	〇〇公会堂		
	避難完了予定日時	〇月〇日〇〇 : 〇〇	〇月〇日〇〇 : 〇〇		
	その他 (誘導責任者等)				
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	個別対応			
	要援護者への支援事項	身体の状態に応じ対応			
	輸送手段	市公用車、介護事業者に依頼			
	避難経路	R11号			
	避難先	〇〇福祉避難所			
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所	1 市対策本部が、避難住民の誘導を指揮 2 避難誘導の編成 別添「避難誘導編成表」 3 避難誘導員の配置 (1) 避難経路沿いに要点10か所に誘導員を配置、主要要点に連絡所3カ所を配置 (2) 救護所を、状況に応じ連絡所に開設 (3) 勤務員は、識別・誘導棒・無線機を携行 (状況により私有携帯電話を使用) (4) 定時報告1時間ごと 4 別添「避難誘導配置図」				
人数	避難誘導員：各2名、連絡所：各5名				
現地調整所	連絡員2名を配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	1 3コ班を編成 (各班10名)、地区毎に作業担任 2 市職員×5、消防職員×1、消防団員×4の混成 3 各班装備 広報車×1、無線機、拡声器				
時期	〇〇〇〇から開始				
場所	A地区：1班、B地区：2班、C地区：3班				
方法	広報車・防災告知システムによる呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難を説得、本部事務局による避難者/安否不明者の特定に寄与				
終了予定日時	〇〇〇までに完了 (定時報告1時間ごと)				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	(避難所において提供)				
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					

8-5 追加情報の伝達方法		
公用車及び自転車等による伝令通信		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 携行品は、金銭貴重品、身分証明類、必要最小限の着替・日用品 2 出火対策、施錠の処置 3 隣近所の声掛けあい、相互助け合いにより避難
	事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> 1 NBC被害軽減のため、風下（東北）方向を避け、皮膚の露出を控え、雨衣・手袋・帽子・マスク着用を奨励 2 緊急車両通過のため、車両運行者は、車両を路外又は左路肩に駐車、キーを付けたまま
	時期の特性	
避難場所での行動		<ul style="list-style-type: none"> 1 避難者は、避難所に到着した際、速やかに各避難所の統制者（自主防災組織又は市職員等の運営者）に、自身（世帯等）の到着・異常の有無を申告し掌握下に入る。 2 汚染の恐れがある避難者に対し、衛生要員をもって検査を実施させるとともに、体調変化に注意し、体調悪化時には専門医・DMATの協力により処置する。
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<ul style="list-style-type: none"> 1 誘導避難員は、特殊標章及び腕章等の識別票を装着し、冷静沈着に毅然たる態度を保持 2 避難者に対し、正しい情報を伝達し、秩序正しい行動を呼びかけ 3 防護措置として、服装は皮膚の露出を控え、雨衣・手袋・帽子・マスク等を着用 4 警報・指示等を察知した場合、速やかに避難 		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		<ul style="list-style-type: none"> 1 爆心地付近の住民に対する伝達は、防護服装着者が実施 2 一般住民・従業員の避難のため、避難実施要領について該当地区の自治会・自主防災組織・事業所に情報伝達し、住民等への周知を依頼 3 要配慮者の避難のため、民生委員・児童委員・障がい団体・自主防災組織等の関係団体と連携し、要配慮者への周知を依頼 4 マスメディアを活用した避難促進のため、報道関係者に対し、避難実施要領について情報提供 5 防災情報告知システム（連動SNS・HP含む）により広く情報提供
避難実施要領の伝達先		伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段		編成表に記載
12 緊急時の連絡先		
四国中央市 国民保護対策本部	電話	直通：*****、一般（問合せ対応）：*****
	FAX	*****
	Email	*****

○ 避難実施要領（ゲリラ・コマンドウ攻撃）

避難実施要領（ゲリラ・コマンドウ攻撃）	
四国中央市長 令和〇年〇月〇日〇時〇分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
別添「K国ゲリラ・コマンドウによる〇〇ダム攻撃に関する避難措置（〇月〇日〇〇〇〇）」による。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和〇年〇月〇〇日 09:00
発生場所	四国中央市〇〇町〇〇「〇〇ダム」
実行の主体	K国（政府声明あり）
事案の概要と被害状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 武装工作員の活動と予想される、川之江東ICで多重車両事故による高知道の通行止め、K5の堀切トンネルの斜面崩落による通行止めにより、本市から新宮への経路が途絶、〇〇ダム付近は孤立 2 現在まで〇〇ダム等における被害なし 3 拘束した武装工作員の供述及びK国政府声明により、〇〇ダムを破壊する可能性大
今後の予測・影響と措置	数日間の避難継続の必要性
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：北西 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	別紙
避難先と避難誘導の方針	〇〇地区の住民を徳島県池田町に避難させる。 この際、銅山川流域の住民を優先する。
避難開始日時	〇月〇日11:00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>市は徳島県〇〇町の支援を受け、〇〇地区住民の市域外避難を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部を新宮窓口センターに設置 2 警察は、交通規制、避難者量の誘導、住民避難後の社会秩序維持を実施 規制線：〇〇～〇〇～〇〇に設定 3 自衛隊は、ダムの防護及び周辺地域を警戒を実施 4 避難住民の輸送 公用車・民間輸送事業者をもって避難所に輸送 ○ 新宮地区：徳島県〇〇町〇〇避難所 ○ 馬立古野地区：伊予三島運動公園体育館 5 消防署・消防団・市職員により避難誘導・残留者確認
連絡調整先	<ol style="list-style-type: none"> 1 本避難実施要領は、市対策本部から県警察、自衛隊他関係機関に伝達する。 2 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 政府現地対策本部が設置された場合、担当職員等を派遣 3 〇〇市消防本部（警防課）：0896-28……

	四国中央警察署 : 陸自〇〇ダム派遣部隊(新宮) : 4 状況急変における関係部署間等の連絡先は別示(別途連絡票)				
3 事態等の特性で留意すべき事項					
事態の特性	ダムを破壊した武装工作員が潜伏し遭遇する恐れがあることから、下流域にある要避難地域内の避難誘導は、警察・自衛隊と連携				
地域の特性	地域の結びつきが強く自治会単位での行動が期待できる。また、要配慮者避難は、自治会と連携して介助者を派遣して避難を行う。				
時期による特性	低気圧の影響により豪雨の可能性、車両運行に注意が必要				
4 避難者数(単位:人)					
地区名	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区	合計	
避難者数(計)	128	197	68	393	
うち要援護者数	9	16	1	26	
うち外国人等の数	1	1		2	
5 避難施設					
5-1 避難施設					
避難先地域	〇〇町B地区	伊予三島			
避難施設名	〇〇体育館	伊予三島運動公園体育館			
所在地	〇〇町〇〇	中之庄町			
収容可能人数(人)	500	500			
連絡先(電話等)	*****	*****			
連絡担当者					
その他の留意事項等					
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	〇〇公民館	〇〇小中学校	〇〇	〇〇集会所	
所在地	〇〇町〇〇	〇〇町〇〇	〇〇町〇〇	〇〇町〇〇	
連絡先(電話等)					
連絡担当者					
その他の留意事項等					
6 避難手段					
1 武装工作員との遭遇の可能性があることから、移動に際しては周辺状況に注意 2 担当職員は、当該地域の自主防災組織・自治会との連絡を図り協力体制を構築 3 避難者の掌握/安否不明者の確認のため、避難者は、各世帯又は事業所の単位ごとに一時集合場所 _〇 に避難					
輸送手段	鉄道、 <u>バス</u> ・船舶・徒歩・その他()				
輸送手段の詳細	種類(車種等)	庁用車(マイクロ)	大型バス	池田町マイクロ	庁用車(ワゴン)
	台数	2	6	2	2
	輸送可能人数	40	318	40	16
	連絡先	市管理課 *****	〇〇観光 *****	池田町管理課 *****	市管理課 *****

輸送力の配分の考え方		1 ○○公民館 : 大型バス×6 2 ○○小中学校 : 庁用マイクロ×2 3 ○○窪 : ○○町マイクロ×2 4 ○○集会所 : 大型バス×2 5 ○○窓口センター : 庁用ワゴン×2 (予備)			
その他輸送手段	要支援者	自力歩行困難な要配慮者に対し、予備の庁用ワゴンを運用			
	その他 (入院患者等)	なし			
7 避難経路					
避難に使用する経路		1 ○○～R319～○○町○○ (予備経路○○) 2 ○○～R319～伊予三島運動公園 (予備経路○○) 3 別添「避難経路図」			
交通規制	実施者の確認	四国中央警察署			
	規制にあたる人数	○名、○コ班			
	規制場所	主要経路沿い○○地区、○○地区、○○地区 (別添「避難経路図」)			
警備体制	実施者の確認	四国中央警察署			
	規制にあたる人数	○名、○コ班			
	規制場所	主要経路沿い○○地区、○○地区、○○地区 (別添「避難経路図」)			
8 避難誘導方法					
8-1 避難 (輸送) 方法					
地区		○○地区	○○地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—		
	輸送手段	—	—		
	避難先	—	—		
	集合時間	—	—		
	その他 (誘導責任者等)	—	—		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	ア点、イ点	エ点、オ点		
	輸送手段	大型バス×4 庁用マイクロ×2 池田マイクロ×2	大型バス×2		
	避難経路	R319 (別添「避難経路図」)	R319 (別添「避難経路図」)		
	避難先	○○町○○体育館	三島運動公園体育館		
	避難完了予定日時	○月○日○○ : ○○	○月○日○○ : ○○		
	その他 (誘導責任者等)				
要配慮者等	誘導の実施単位	個別対応			

の避難方法	要援護者への支援事項	身体の状態に応じ対応			
	輸送手段	市公用車、介護事業者に依頼			
	避難経路	R319号			
	避難先	〇〇福祉避難所			
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所	1 市対策本部が、避難住民の誘導を指揮 2 避難誘導の編成 別添「避難誘導編成表」 3 避難誘導員の配置 (1) 避難経路沿いに要点10か所に誘導員を配置、主要要点に連絡所3カ所に配置 (2) 救護所を、状況に応じ連絡所に開設 (3) 勤務員は、識別・誘導棒・無線機を携行 (状況により私有携帯電話を使用) (4) 定時報告1時間ごと 4 別添「避難誘導配置図」				
人数	避難誘導員：各2名、連絡所：各5名				
現地調整所	連絡員2名を配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	1 3コ班を編成(各班10名)、地区毎に作業担任 2 市職員×5、消防職員×1、消防団員×4の混成 3 各班装備 広報車×1、無線機、拡声器				
時期	〇〇〇〇から開始				
場所	A地区：1班、B地区：2班、C地区：3班				
方法	広報車・防災告知システムによる呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難を説得、本部事務局による避難者／安否不明者の特定に寄与				
終了予定日時	〇〇〇までに完了(定時報告1時間ごと)				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	(避難所において提供)				
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達方法					
公用車及び自転車等による伝令通信					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	1 携行品は、金銭貴重品、身分証明類、必要最小限の着替え・日用品 2 出火対策、施錠の処置 3 隣近所の声掛けあい、相互助け合いにより避難			

	事態の特性	緊急車両通過のため、車両運行者は、車両を路外又は左路肩に駐車、キーを付けたまま
	時期の特性	降雨予想から着替え・雨衣の携行
避難場所での行動		<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者は、避難所に到着した際、速やかに各避難所の統制者（自主防災組織又は市職員等の運営者）に、自身（世帯等）の到着・異常の有無を申告し掌握下に入る。 2 汚染の恐れがある避難者に対し、衛生要員をもって検査を実施させるとともに、体調変化に注意し、体調悪化時には専門医・DMATの協力により処置する。
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<ol style="list-style-type: none"> 1 誘導避難員は、特殊標章及び腕章等の識別票を装着し、冷静沈着に毅然たる態度を保持 2 避難者に対し、正しい情報を伝達し、秩序正しい行動を呼びかけ 3 防護措置として、服装は皮膚の露出を控え、雨衣・手袋・帽子・マスク等を着用 4 警報・指示等を察知した場合、速やかに避難 		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		<ol style="list-style-type: none"> 1 一般住民・従業員の避難のため、避難実施要領について、該当地区の自治会・自主防災組織・事業所に情報伝達し、住民等への周知を依頼 2 要配慮者の避難のため、民生委員・児童委員・障がい者団体・自主防災組織等の関係団体と連携し、要配慮者への周知を依頼 3 マスメディアを活用した避難促進のため、報道関係者に対し、避難実施要領について情報提供 4 防災情報告知システム（連動SNS・HP含む）により広く情報提供
避難実施要領の伝達先		伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段		編成表に記載
12 緊急時の連絡先		
四国中央市 国民保護対 策本部	電話	直通：*****、一般（問合せ対応）：*****
	F A X	*****
	Email	*****

[様式等関係]

○ 安否情報報告等様式

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 （愛媛県知事） 殿 （四国中央市長）		申請者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏	名
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※	申請者の確認	
※	備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (愛媛県知事) (四国中央市長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○ 被災情報報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
四国中央市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 四国中央市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

○ 避難に関する事項様式

様式 避難に関する事項

第 報

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、判明した事項から逐次報告

事業名			
報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	都道府県	
報告者氏名			

1 住民避難の範囲の参考情報

区 分	報告内容（設定時刻、危険物を扱う施設の有無 等）
① 警官が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市町村が設定した警戒区域	

注：図を添付してください

2 上記地域の状況

居住人口（概数可）	
-----------	--

注1：対応する地域の地図を添付してください。

注2：「町・大字単位」など把握可能な範囲で報告してください。この場合、添付する地図には対応関係を明記してください。

避難行動要支援者等の状況	① 幼稚園・保育園など	施設数： 人数：	④ 障がい者施設	施設数： 人数：
	② 学校	種別： 施設数： 人数：	⑤ 医療機関	施設数： 入院患者数：
	③ 高齢者施設	施設数： 人数：	⑥ 居宅の避難行動要支援者	人数：
エリア内で特記すべき施設				

注：②学校については、種別（小学校、中学校、高校、特別支援学校等）が分かるように記載してください。

3 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称： 収容可能人数：
県内で対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4 1の範囲の避難状況（自主避難を含む）

--

消防庁受信者氏名

その他の注意事項

- 不明な項目については『不明』『確認中』等の進捗状況を報告してください。
- 区域、施設の場所は、地図に明示し添付してください。
- 「避難行動要支援者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載してください。
- 事案が異なる場合は、別葉として報告してください。

○ 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	
	計 人	重症	人（ 人）	
	不明	中等症	人（ 人）	
	人	軽症	人（ 人）	
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

○ 公用令書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令（平成25年内閣府令第69号）

別記様式第1

収用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第81条第2項
第81条第4項
第183条において準用する第
第183条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

81条第2項

81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第 2

保管第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

81 条第 3 項

81 条第 4 項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 3

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条
第 183 条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
82 条

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 4

取消第 号

公 用 令 書

氏名
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条
第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消

81 条第 2 項
81 条第 3 項
81 条第 4 項
82 条

したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第 16 条
第 52 条におい

の規定により、これを交付する。

て準用する第 16 条

(取り消した処分の内容)

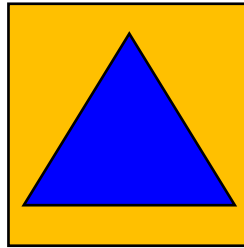
年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

○ 特殊標章及び身分証明書



(オレンジ色地に
青の正三角形)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <p style="font-size: small;">(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as _____</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px dashed black; margin: 5px 0;"/> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0;">有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">身長/Height ___</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">眼の色/Eyes ___</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height ___	眼の色/Eyes ___	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height ___	眼の色/Eyes ___	頭髪の色/Hair _____											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

(身分証明書のひな型)

[関係法規類]

○ 救援の程度及び基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日
平成25年内閣府告示第229号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第14条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり360円以内とする。
- ニ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

2 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

- (1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては原則として、公有地を利用すること。ただし、これ

らを適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

- (2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とすること。
- (3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項から第5項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第8条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。
- (7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

- (1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた金額とすること。
- (2) 長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)に同様の期間とする。

3 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

前号ロ(1)から(3)までの規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費

として1人1日当たり1,390円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(福祉サービスの提供)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

2 都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。

3 次の範囲内において行うこと。

イ 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応

ハ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ 福祉避難所の設置

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハマまでの場合は消耗器材費又は器物の使

用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常通の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯739,000円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯358,000円

(学用品の給与)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童1人当たり5,500円

(2) 中学校生徒1人当たり5,800円

(3) 高等学校等生徒1人当たり6,300円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,900円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第13条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第5号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり143,900円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第14条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 福祉サービスの提供
- ホ 死体の捜索及び処理
- ヘ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

令和7年4月15日内閣府告示第89号

令和7年4月15日から適用する。

令和7年8月1日内閣府告示第110号

令和7年8月1日から適用する。

〔 用 語 〕

○ 国民保護に関する用語

1 法令名等

用 語	意 義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律【平成16年法律第112号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令【平成16年政令第275号】
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律【平成15年法律第79号】
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令【平成15年政令第252号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令【平成17年総務省令第44号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書【第一追加議定書】 ・非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書【第二追加議定書】
国民の保護に関する基本指針	国民保護法の適切かつ円滑な執行を図るため、国民保護法第32条に基づいて策定され、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県が国民の保護に関する計画（国民保護計画）を、指定公共機関がその国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）を作成する際の基準となるべき事項等を定めた指針【平成17年3月閣議決定】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律【平成16年法律第114号】
買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律【昭和48年法律第48号】
救援の程度及び方法の基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成25年内閣府告示第229号】
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

2 住民関連

用 語	意 義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語が不自由な外国人など、災害時において支援等の配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものをいう。【災害対策基本法第49条の10】
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。【災害対策基本法第2条第2項】

3 武力攻撃関連

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第22条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
存立危機事態	我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。【事態対処法第2条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動【自衛隊法第78条、第81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（国民保護法第18条における準用を含む）の規程による要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第2項の規定による求めがあつた場合に、内閣総理大臣の承認を得て実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣【自衛隊法第77条の4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第25条】

4 避難、救援等関連

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第52条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第52条】
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。【国民保護法第58条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第139条】

武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。(本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。)【国民保護法第141条、第171条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置(①侵害排除、②国民保護(武力攻撃災害復旧は含まない。))をいう。 【事態対処法第2条】
国民保護措置 (国民の保護のための措置)	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置(武力攻撃災害復旧を含む。)をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。【国民保護法第172条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。【国民保護法第94条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。【国民保護法第79条】
物資 (救援の実施に必要な物資)	救援の実施に必要な物資(医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等)をいう。 【国民保護法第81条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。【国民保護法第81条】
通信輻輳	輻輳とは、通信アクセスが、集中したときなどに起こる現象のこと。 チケットの申込みや、災害発生の際に起こりやすい通信網の渋滞を指して使われる。ふくそうと読む。

5 関係機関、施設関連

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。【事態対処法第2条】 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第2条】

指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第11条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第16条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第19条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第41条】
緊急消防援助隊	災害発生市町村の消防の応援又は支援に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事からの要請や、消防庁長官が必要と認めたときの指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。【消防組織法第45条】
生活関連等施設	武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。【国民保護法第102条】
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第98条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第63条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第64条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。【国民保護法第61条】
国民保護担当	市の防災、災害対策等の危機管理業務を主として担当する部署をいう。

四国中央市国民保護計画

編集・発行 四国中央市
危機管理部危機管理課
住 所 〒799-0413
愛媛県四国中央市中曾根町 500 番地
連絡先 TEL : 0896-28-6934 (直通)
FAX : 0896-23-6614
MAIL : s.bousai@city.shikokuchuo.ehime.jp
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>